現況報告書等作成上の注意事項

1 報告書等の鏡文について

現況報告書及び施設調書の提出に当たりましては、市ホームページ「平成 28 年度社会福祉法人現況報告書並びに社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)の提出及び公表について」に掲載している「報告様式」を使用し、理事長名による柏原市長あての鏡文を作成し、添付してください。

※代表者印を押印し、紙媒体にて提出してください。

2 現況報告書

現況報告書記載要領を参照してください。

3 貸借対照表及び収支計算書

現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書 又は事業活動収支計算書をいう。)の提出については、下記の方法で提出してください。

新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をエクセル形式による電子ファイルで提出する。

4 社会福祉法人調査票

(1)公正採用選考人権啓発推進員の選任状況

平成24年12月20日付け大阪府法人指導課長通知文書のとおり、平成25年度から「常時使用する従業員の数が25人未満の事業所」であっても、公正採用人権啓発推進員の設置が推進されています。

(2) 障害者の雇用状況

障害者の法定雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成25年4月 1日以降2.0%に改正されています。

(3) その他法令遵守の状況等

外部監査を導入している場合は、外部監査報告書(監査項目とその結果)を添付してください。

5 施設調書

施設調書はメール、電子媒体又は紙媒体で提出してください。

なお、紙媒体で提出される法人につきましては、今後、メールまたは電子媒体による提出をされるようご検討をお願いいたします。

※施設調書の様式の見直しを行っています。新様式にてご作成ください。

6 添付書類

現況報告書には、以下の関係書類を添付してください。[サイズはA4版に統一]

- (1) 定款の写し(ただし、認可を受けたもの)
- (2) 法人の登記簿謄本の写し(平成27年度決算による資産総額の変更登記後のもの)
- (3) 事業報告書(平成27年度分、複数施設がある場合は全施設分)
- (4) 監事監査報告書(平成27年度分) ※監事監査項目を含む (監事が署名・押印した所轄庁である柏原市長あての原本(紙媒体で提出))
- (5) 財産目録(平成27年度分)※法人の様式で作成しているもの。
- (6) 各施設の平面図及び施設付近の地図(略図またはパンフレットで可)
- 7 提出部数は、1部です。

【参考】

社会福祉法人及び公益法人現況報告書等の提出に係る法令等の根拠について

〇 社会福祉法

(所轄庁への届出)

- 第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を所轄庁 に届け出なければならない。
 - 第44条第5項の書類及びこれに関する監事の意見を記した書面
 - 二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

(会計)

第44条

- 5 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。
- 〇 社会福祉法施行規則

(現況の報告)

- 第9条 法第59条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - ー 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の 住所及び年齢
 - 二 前会計年度における事業の概要
 - 三 前会計年度末における主要な財産の所有状況
- 2 法第59条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通提出することにより行うものとする。